

特定生産緑地(宝塚市)の指定の解除

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除する。

名 称	位 置	特定生産緑地の 解除面積	図面番号
安倉北2 生産緑地地区	安倉北5丁目 地内	約 320 m ²	4/11
川面1 生産緑地地区	川面6丁目 地内	約 450 m ²	3/11
口谷西9 生産緑地地区	口谷西3丁目 地内	約 100 m ²	5/11
寿楽荘1 生産緑地地区	寿楽荘 地内	約 600 m ²	6/11
長尾町6 生産緑地地区	長尾町 地内	約 3,350 m ²	5/11
合 計 5地区		約 4,820 m ²	
		約 4.8 ha	

「区域は解除図表示のとおり」